

7月以降の就学支援金の手続きについて

(令和7年4月～6月分の就学支援金判定区分が「加算あり」「加算なし」の方)

鈴鹿高等学校
鈴鹿中等教育学校

7月以降の就学支援金の手続きについてお知らせします。

1・4年生には、本案内文書と併せて令和7年4月～6月分の就学支援金の判定区分について、クラスで通知書（茶封筒）を配付しましたので、必ず確認してください。（2～3年生・5～6年生には、昨年9月に判定区分を配付済です。）

7月以降の就学支援金については、審査対象となる収入の年度が毎年6月に切り替わるため、再度審査が必要です。今回の審査では、既に提出済のマイナンバーにより県が各市町村に税額照会を行い、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入に応じて、7月以降の判定区分を決定し、学校から認定結果を通知します。

現在、**就学支援金判定区分「加算あり」「加算なし」の認定を受けている方は、原則7月の届出は不要**です。ただし、**前回の申請内容から変更があった場合、以下のとおり手続きが必要です。**

審査前に確認していただきたいこと（全員）

①継続受給の意向確認

現在、就学支援金を受給している方で、7月以降、就学支援金の申請をしない場合は、事務局に申し出てください。「高等学校等就学支援金の受給権の放棄申出書」の提出が必要です。

期限までに提出がない場合は、就学支援金受給の意向があるものとみなします。

②住所地（課税地）の確認

今回の審査で確認が必要な情報は、**令和7年1月1日現在の住所地（課税地）**です。

住所地の変更とは、引越しや海外赴任等により、令和6年1月1日現在の住所と令和7年1月1日現在の住所の**市町村が異なる場合**のことをいいます。（例：津市から鈴鹿市への転居・海外から鈴鹿市への転居）

同一市町村内や基準日以降の引越しの場合は住所地の変更ではないため、今回手続きは不要です。

（例：鈴鹿市から鈴鹿市への転居、令和7年1月2日以降の転居）

海外赴任等で令和6年1月1日時点で国内に住所を有していなかった方が、令和7年1月1日時点で国内に住所を有する場合は、今回変更手続きが必要ですので必ず申し出てください。

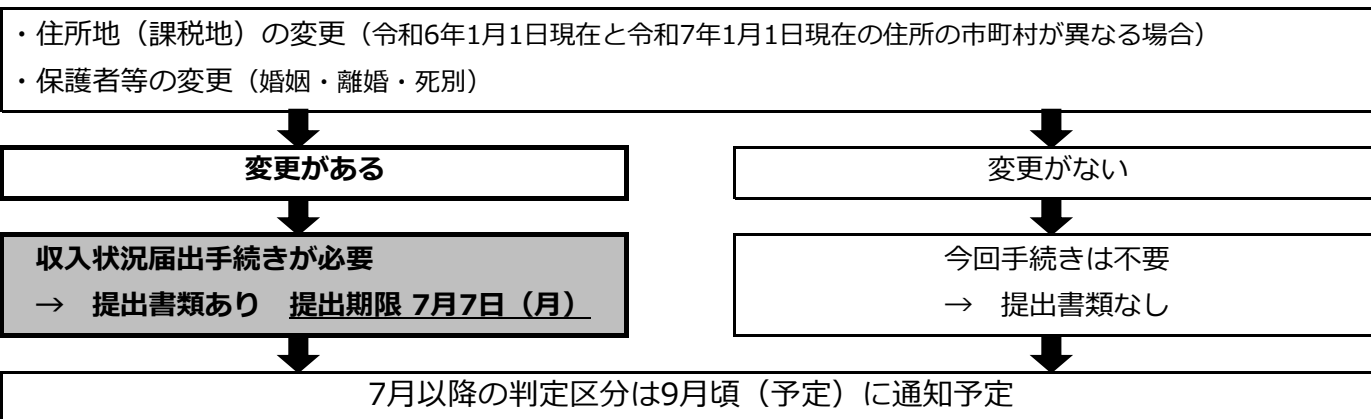
③保護者等の確認

婚姻・離婚・死別による保護者等の変更がある場合は、今回変更手続きが必要です。

④税の申告状況の確認

無職・専業主婦（夫）等により、令和6年1月分～12月分の収入申告を行っていない方は税額の照会ができないため、事前に市役所等で「無収入」の申告をしてください。また、自営業等で確定申告が完了していない方は、税務署で速やかに手続きを行ってください。

7月以降の手続きチェック表



手続方法

今回、収入状況届出手続きが必要な方は、まず事務局で申請書類を受け取り期限までに提出してください。

1・4年生は4月に「就学支援金オンライン申請システム（e-shien）」にてWeb登録しましたが、今回はe-shienは使用せず、住所地（課税地）や保護者等の変更が必要な場合は以下の書類を提出してください。

提出書類	☐ 申請内容確認用紙
	☐ 収入状況届出書（2回目以降） 様式1
提出方法	生徒本人または保護者等が7月7日（月）までに事務局へ提出

提出期限

7月7日（月）まで ※事務局へ提出（担任への提出は不可）

世帯の年収目安別 対象制度一覧

年収目安	約270 万円未満	約270～350万円	約350～590万円	約590～910万円	約910万円以上
①就学支援金	対象（加算あり） 1年生 月額 33,000円／2～3年生・4～6年生 月額 32,500円			対象（加算なし） 月額 9,900円	所得制限 （対象外）
②臨時支援金					対象 月額 9,900円
③授業料減免補助金 【就学支援金への上乗せ補助】				対象 月額 1,000円	
④奨学給付金 【通常申請・家計急変】	対象 （通常申請）	対象 家計急変事由に該当し約270万円未満になった場合			
⑤就学支援金 【家計急変支援】				対象 家計急変事由に該当し約590万円未満になった場合	

①高等学校等就学支援金（令和7年7月分～令和8年6月分）

制度の概要

御家庭の教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の仕組みで、全国の約8割の生徒が利用しています。貸与型の奨学金とは異なり授業料に対する国からの支援であるため、返還不要です。

受給資格

- ・高等学校や中等教育学校（後期課程）等に在学する、日本国内に住所を有する方
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または修了していない方
- ・過去に高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えない方
- ・**保護者等の所得の「判定基準額 ※」が、304,200円未満である方＝年収目安が約910万円未満程度**

※「判定基準額」の計算式（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）
課税標準額は「税の特別徴収税額通知書（勤務先で取得）」「納税通知書（市町村で取得）」にて確認可

市町村民税の課税標準額

×

6 %

−

市町村民税の調整控除の額

=

判定基準額 ※

支給額

保護者等の所得の判定基準額に応じて異なります。（注意事項 ※1、※2）
※年収目安は、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わります。

判定区分	年収目安	判定基準額 ※	①就学支援金	②臨時支援金	③授業料減免補助金
加算あり	約 590 万円未満	154,500円未満	33,000円 or 32,500円 (年額396,000円 or 390,000円)	0円	0円
加算なし	約 590 万円以上 約 910 万円未満	154,500円以上 304,200円未満	9,900円 (年額118,800円)	0円	1,000円 (年額12,000円)
所得制限 (対象外)	約 910 万円以上	304,200円以上	0円	9,900円 (上限 年額118,800円)	0円

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。
※授業料と就学支援金との差額（学習教材費・行事積立金・教科書代等）は、別途負担する必要があります。

①就学支援金の申請における注意事項

[保護者等について（※1）]

- ・生徒に対して親権を行う者のことであり、原則、父母（養子に対しては養父母）が共同して親権者となります。

※再婚の場合

→ 再婚相手が生徒と養子縁組等を行った場合、父母が生徒の親権者です。

再婚相手が生徒と養子縁組等を行っておらず生徒の親権者ではない場合、再婚相手は本制度における保護者等には該当しないため、実際に父母がいたとしても父または母どちらか一方のみが親権者です。

※離婚の場合

→ どちらか一方が親権者です。別居等により同居していない場合も、離婚成立前は原則父母が親権者です。

※海外在住等の場合（今回は令和7年1月1日現在の住民票がある住所で判断します）

→ 保護者等の全員または一部が課税期日に日本国内に在住しておらず、所得確認ができない場合、日本国内に在住の保護者等のみの所得により基準該当性を判定します。該当すると判定された場合、「加算なし」に該当します。

→ 現在、海外在住等により国内に住民票がない場合も、マイナンバー制度導入時（平成27年10月5日時点）に日本国内に住民票があれば「通知カード」の交付を受けているため、マイナンバーの入力が必要です。

マイナンバー制度導入時に日本国内に住民票がなく「通知カード」の交付を受けていない場合、入力は不要です。

[所得の確認方法について（※2）]

- ・保護者等の所得を確認する際は、マイナンバーにより県が所得情報を照会し、所得確認を行います。

※マイナンバーを提出して認定を受けた場合、入学時に一度申請手続きを行えば、その年の7月及び翌年以降の7月に行う更新の申請手続きは不要です。

ただし、所得制限（対象外）の方が、令和7年7月分から新たに該当する場合、再度Web登録手続きが必要です。

また、年度途中で保護者等の変更（婚姻・離婚・死別）や、判定基準額の変更（収入の修正申告や税の更正決定による市町村民税の課税標準額及び調整控除の変更）があった場合は、速やかに申し出てください。

※収入申告（源泉徴収又は青色申告）をしていない方は税額照会ができないため、必ず税の申告をしてください。

詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

[個人番号カード（写）等貼付台紙について（※3）]

- ・「個人番号カード（写）等貼付台紙」に、保護者等全員分の「個人番号カード（写）裏面」を貼付し、茶封筒に入れて厳封して提出してください。生徒本人のマイナンバーの提出は不要です。

※「個人番号カード（写）」が提出できない場合、「保護者等の個人番号が記載された住民票（写）」または「住民票記載事項証明書（写）」をホチキスを外さず貼付台紙に添えて提出してください。

（台紙への貼付は不要）

※「通知カード（写）」は原則として使用できません。ただし、「通知カード」の記載事項を変更すべき事由が発生しておらず記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に「通知カード」の変更手続きが完了している場合に限り、「個人番号カード（写）」の代わりに「通知カード（写）」の提出が可能です。

※保護者等の1人が控除対象配偶者である場合も、マイナンバーの提出は省略できません。

②高校生等臨時支援金（令和7年度新設）

制度の概要

①就学支援金で所得制限を受けている年収が約910万円以上の世帯を対象に授業料を支援する国の制度です。

支給額

月額 9,900円（上限 年額 118,800円）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※後日申請手続きを行います。

就学支援金・臨時支援金

詳細はこちら → → →



日本語



英語

③私立高等学校等授業料減免補助金【就学支援金への上乗せ補助】

制度の概要

年収が約590万円以上～910万円未満の世帯を対象に授業料を支援する県の制度です。

支給額

月額 1,000円（年額 12,000円）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。
生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※就学支援金の判定区分決定後の9月頃（予定）に申請手続きを行います。
※クラスで生徒が「授業料減免申請書（様式A-2）」に記入することで手続きは完了します。

④高校生等奨学給付金【通常申請・家計急変】

制度の概要

（三重県の場合）

令和7年7月1日現在、生活保護世帯・住民税非課税世帯（＝年収目安が約270万円未満）を対象に、授業料以外の教育費（教科書代・教材費等）を支援する国と県の制度です。給付金のため返還不要です。

また、家計急変事由（被災害・病気療養・離婚・死別・倒産・失業等）が発生して収入が激減し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当になった世帯が対象の「家計急変」制度もあります。この場合、申請月によって支給額が異なります。詳しくは後日お知らせします。

支給額

（通常申請の場合）

☐生活保護世帯 年額 52,600円
☐非課税世帯 年額 152,000円

奨学給付金

詳細はこちら → → →



日本語



英語

支給方法

原則、三重県から保護者等の指定口座へ直接振込

手続方法

今回手続き不要

※就学支援金の7月分以降の判定区分決定後、8月頃（予定）に学校から該当者に申請書類を送付します。

⑤高等学校等就学支援金【家計急変支援】

制度の概要

家計急変事由（負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職等）が発生し、年収が約590万円未満相当まで減少した世帯を対象に授業料を支援する国の制度です。

支給限度額

月額 33,000円 or 月額 32,500円（既に就学支援金を受給している場合はその差額が上限）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※家計急変事由が発生した場合、事務担当までお問合せください。

各制度につきまして、ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。